

## あなたのとなりに地域福祉活動コーディネーター 「ご相談はこちら」

地域福祉活動コーディネーターは、皆さんの相談に寄り添い、つなぎ、見守る活動を続けながら、地域のつながり・支えあいを考え、さまざまな関係機関等と連携強化に努めています。どんな小さな事でも“お気づき”や“お困りごと”があればお気軽にご相談ください。

問合せ 平野区社会福祉協議会 ☎6795-2525

## 児童扶養手当の支給月額が改定されます

児童扶養手当月額については、「児童扶養手当法」および「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、全国消費者物価指数を基に手当額が改定されます。

令和5年4月分から、  
(児童1人目)

全部支給 43,070円→44,140円

一部支給 43,060円～10,160円→44,130円～10,410円  
(児童2人目)

全部支給 10,170円→10,420円

一部支給 10,160円～5,090円→10,410円～5,210円  
(児童3人目以降)

全部支給 6,100円→6,250円

一部支給 6,090円～3,050円→6,240円～3,130円  
に改定されます。

現在児童扶養手当を受給中の方については4月末頃、改定後手当額のお知らせを送付します。

問合せ 保健福祉課(地域福祉)③番窓口  
☎4302-9857



## 特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の 手当月額の改定について

令和5年4月分から手当月額が次のとおり改定されました。

①特別児童扶養手当(1級) 52,400円→53,700円

②特別児童扶養手当(2級) 34,900円→35,760円

③特別障がい者手当 27,300円→27,980円

④障がい児福祉手当 14,850円→15,220円

⑤経過的福祉手当 14,850円→15,220円

①②は20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。

③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

問合せ 保健福祉課(地域福祉)③番窓口  
☎4302-9857

## ひらのオレンジチームからのお知らせ

ひらのオレンジチームは大阪市からの委託を受けている認知症専門の相談支援機関です。認知症を発症したかもしれないが「①まだ認知症の診断を受けていない方」「②まだ介護サービスを利用していない方」に関し、ご本人やご家族の相談支援を行っています。

また、認知症サポーター養成講座を受講された地域の方で認知症支援の取り組みをしていきたい方にチームオレンジの登録、地域貢献されている企業にオレンジパートナーの登録も行っています。



▲ひらのオレンジチーム  
Instagram

問合せ ひらのオレンジチーム(喜連4-6-19(喜連の社内))  
☎6777-9030

※問合せ可能日・時間 月～土曜日 9:00～17:00

## 各種相談のお知らせ

4・5月

※区役所1階で実施。相談は無料。  
市内在住の方に限ります。

3月16日時点の情報です。最新の情報は各問合せ先へご確認ください。

相談名	日程	受付方法	問合せ
法律相談	4月6日、13日、20日、27日、5月11日、18日、25日(木)	当日に電話予約受付 (9:00～・先着順) 相談時間 13:00～17:00	政策推進課②番窓口 予約 ☎4302-9683
相続登記・後見 借金問題相談	4月14日、5月12日(金)	当日1階窓口で受付 (13:00～15:30)	大阪司法書士会阪南支部 ☎6628-7133 予約不要
相続遺言帰化相談	4月4日、5月2日(火)	当日1階窓口で受付 (13:00～15:00) ※受付は14:45まで	大阪府行政書士会 阿倍野支部 ☎6792-6724 予約不要
税理士相談	4月11日、5月9日(火)	当日1階窓口で受付 (13:00～15:30)	近畿税理士会東住吉支部 ☎6703-1800 予約不要
行政相談	4月12日、5月10日(水)	当日1階窓口で受付 (13:00～14:00)	政策推進課②番窓口 ☎4302-9683 予約不要
不動産相談	4月7日(金)	当日1階窓口で受付 (13:00～16:00) ※受付は15:30まで	大阪府宅地建物取引業協会 なにわ阪南支部 ☎4399-1555 予約不要
建築士相談	4月19日(水)	当日1階窓口で受付 (13:00～15:30)	大阪府建築士事務所協会第七支部 ☎6946-7065 予約不要
若者(15～39歳) 自立相談	4月28日(金)	電話・FAXで予約受付 (開催日前日の18:00まで) 相談時間 14:00～17:00	コネクションズおおさか ☎6344-2660 要事前予約 FAX 6344-2677 火～土曜日(祝日を除く) 10:30～18:30
※対象は、対人関係が苦手、ひとつの仕事が長続きしない等の悩みを抱えた15～39歳で現在仕事に就いていない若者とその保護者			

## 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

### 後期高齢者医療制度の被保険者に対する健康診査・歯科健診の実施、人間ドック費用の助成について

大阪府後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療制度の被保険者に対して各種保健事業を実施しています。

#### 後期高齢者医療健康診査

糖尿病や高血圧症等の生活習慣病に加え、加齢に伴う心身の衰え(フレイル)等のチェックをしますので、現在生活習慣病で通院されている方も積極的に受診してください。4月下旬から5月上旬にかけて「健康診査受診券」を「受診券在中」の記載のある封筒にてお送りします。(年度途中で新たに75歳になられる方には、誕生月の翌月にお送りします。)受診券がお手元に届きましたら、広域連合が指定する医療機関等において、年度中(当該年度の3月31日まで)に1回、無料で受診することができます。受診の際は、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。ただし、以下に該当する方は、健康診査の対象外となります。

- ①病院または診療所に6か月以上継続して入院中の方
  - ②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設等の施設に入所または入居している方
- ※退院・退所した等事情に変更があった場合は、受診券を発行いたしますので、お問い合わせください  
※事前に必ず受診希望の医療機関へ実施状況を含めてお問い合わせください  
※人間ドックを受診された方は、健康診査を受診する必要はありません

#### 後期高齢者医療歯科健康診査

歯や歯肉の状態だけでなく、お口の機能を含めてチェックをしますので、義歯を使用中の方も積極的に受診してください。4月下旬から5月上旬にかけて「歯科健康診査のお知らせ」をお送りします。(年度途中で新たに75歳になられる方には、誕生月の翌月にお送りします)

広域連合が指定する歯科医院等において、年度中(当該年度の3月31日まで)に1回、無料で受診することができます。受診の際は、被保険者証を忘れずにお持ちください。(受診券はありません)

ただし、以下に該当する方は、歯科健康診査の対象外となります。

- ①病院または診療所に6か月以上継続して入院中の方
  - ②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設等の施設に入所または入居している方
- ※事前に必ず受診希望の歯科医院へ実施状況を含めてお問い合わせください

#### 人間ドック費用の一部助成

人間ドック(公益社団法人日本人間ドック学会が掲げる一日人間ドック基本検査項目表における「必須項目」を満たすものに限る)を受診された場合の費用の一部を助成しています。費用の助成を受ける際は、人間ドックを受診し、いったん費用全額を自己負担していただくから、市区町村の担当窓口で費用助成を申請してください。なお、各年度中(4月1日から当該年度の3月31日まで)1回の受診に対し、26,000円を上限として費用の一部を助成します。

#### 【申請に必要なもの】

- 1 受診された人間ドックの「領収書」
- 2 検査結果通知書一式(コピー可)
- 3 後期高齢者医療被保険者証
- 4 口座情報のわかるもの
- 5 申請書

※申請者以外の口座に振り込む場合で、申請者をご自身で記入されない場合は、印かんが必要です

※検査結果通知書の写しの提出に応じられない場合は、提出先の窓口にお申し出ください

問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合(給付課)  
☎4790-2031 FAX 4790-2030

## 犯罪被害者等支援のための総合相談窓口

犯罪被害にあわれてお困りの方や、身近な方が犯罪被害にあわれて支援を必要とされている場合は、ぜひご相談ください。

時間 / 9:00～17:30(土・日・祝日、年末年始を除く)

場所 / 市民局人権企画課(市役所4階)

☎6208-7489 FAX 6202-7073

